

## せいよ地域おこし協力隊設置要綱

平成 24 年 12 月 12 日

告示第 178 号

### (目的)

第 1 条 この告示は、人口が減少傾向にあり高齢化が進行している本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力の維持及び強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、せいよ地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

### (身分)

第 2 条 地域おこし協力隊の身分は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
- (2) 個別委嘱契約による個人事業者

### (職務)

第 3 条 地域おこし協力隊の職務は、次に掲げる地域協力活動とする。

- (1) コミュニティ活性化支援活動
- (2) 農林水産業の振興活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興活動
- (4) 住民の生活支援活動
- (5) 移住交流の促進に係る活動
- (6) 市の地域活性化施策と連携した活動
- (7) その他市長が必要と認める活動

### (委嘱)

第 4 条 地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たしている者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民と協力しながら、積極的に地域づくり活動のできる者
- (2) 都市地域等(過疎地域以外)に居住している者で、隊員を委嘱後、住民票を本市に移動させ、市内に居住することができる者
- (3) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条の規定に基づく普通自動車免許を取得している者
- (4) 心身ともに健康である者

### (委嘱期間)

第 5 条 隊員の委嘱期間は、その委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までの期間とする。ただし、市長が適当と認める場合は、その委嘱の日から 3

年を超えない範囲内で延長 することができる。

(服務)

第6条 隊員(第2条第2号に規定する個人事業主を除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。)の勤務日及び勤務場所は、市からの要請に応じるものとする。

2 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、市長が必要と認める場合

(給与等)

第7条 隊員の給与及び費用弁償は、西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西予市条例第45号)の定めるところによる。

2 西予市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和元年西予市規則第23号)第3条に規定する市長が別に定める基準による号給は、行政職給料表第1級の範囲内とする。

(委嘱条件の特例)

第8条 第2条第2号に規定する個人事業主である隊員の報酬その他の委嘱条件については、個別の委嘱契約により決定するものとする。

(活動支援)

第9条 市長は、隊員の従事する活動について、その定住及び自立のために必要な支援を行うものとする。

2 前項に規定する隊員への活動支援について必要な事項は、市長が別に定める。

(解嘱)

第10条 市長は、隊員(第2条第2号に規定する個人事業主に限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(1) 心身の故障等により職務の遂行に支障があり、又は堪えられない場合

(2) 誠実に職務を履行しない場合

(3) 隊員として相応しくない行為があった場合

(4) せいよ地域おこし協力隊事業支援団体業務委託要領(平成28年西予市告示第148号)第10条第1項に規定する中止又は廃止申請書が提出され、承認された場合

2 前項の規定により解嘱された隊員は、地域おこし協力隊としての身分を失う。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、地域おこし協力隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(地域おこし協力隊隊員に係る準備行為)

2 地域おこし協力隊隊員の募集の実施に必要な告示その他の準備行為は、前項に掲げる規定の施行の前日においても、行うことができる。

附 則 ([平成 27 年告示第 21 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成 28 年告示第 73 号](#))

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ([平成 28 年告示第 149 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成 29 年告示第 167 号](#))

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ([令和元年西予市告示第 126 号](#))

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年 3 月 31 日以前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)による改正前の法第 17 条の規定による一般職の非常勤職員として任用されていた地域おこし協力隊員の給料及び手当の額は第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。